

## 保育園入園基準（令和7年度入園）

基準		保護者の状況				父	母	
類型	細目			摘要	基準指数			
① 居宅外労働 (注1) (注2)	外勤	従事者の労働時間	月150時間以上	正規雇用、非常勤を問わず勤務時間による	10			
			月120時間以上		8			
			月90時間以上		7			
			月52時間以上		6			
	自営業	本人（注3）	主たる従事者		10			
		家族	主たる従事者への協力者		6			
		農業を專業としている	本人	主たる従事者	10			
		家族	主たる従事者への協力者	4				
② 居宅内労働 (注2)	自営業	本人（注3）	主たる従事者	メーカー、問屋等契約し、自宅において物品の製造や各種作業の代行等に従事する者	10			
		家族	主たる従事者への協力者		5			
	内職	月120時間以上	定期的通院を要するもの（がん治療等）	5				
		月52時間以上		4				
③ 出産・疾病	出産			産前6週（多胎児の場合14週）・産後8週	6			
	疾病	入院	長期間の入院	10				
			常時臥床	医師が長期加療が必要と診断した者	10			
		居宅療養	精神疾病	医師が長期加療が必要と診断した者	8			
			一般療養	定期的通院を要するもの（がん治療等）	7			
			一般療養	比較的軽症だが定期的通院を要する者	6			
	手帳取得	身体1・2・療育A(1種)・精神1	身体障害者手帳等を所持する者	10				
		身体3・療育B(2種)・精神2・3		7				
		身体4以下		5				
④ 傷病人の看護等	入院の付き添い			長期間入院の付き添いに常時あたっている者	6			
	居宅内看護			家族の居宅内看護に長期間にわたり常時あたっている者	4			
	居宅外看護			家族の居宅外看護に長期間にわたり常時あたっている者	3			
	心身障害児看護	全介助	身体障害児（手帳所持）の介護、通院、通園、通学等にあたっている者	8				
		1・2級		6				
		3級		4				
		4級以下		3				
	寝たきり老人介護			同居の祖父母等、寝たきり老人の介護に常時あたっている者	5			
⑤ 災害復旧				災害等で損失した居宅等の復旧にあたる場合	10			
⑥ 就学・技能取得				就学・技能取得のため保育にあたれない場合	7			
⑦ 求職活動				求職中	3			

⑧ 調整基準	調整事由			調整指数	父	母	
	世帯事情	母子・父子家庭（死別・離別・行方不明・拘禁）					
		生活保護家庭		+13			
	雇用形態	正規	事業所に正規雇用されており通年に渡り安定して就労状態にある者（派遣除く）		+1		
		自営業・農業	年間を通して収入のない者		-2		
		復帰予定（注4②）	当該年度内またはそれまでに育休から復帰する者		-1		
		就労予定	就労予定証明書の提出がある場合		-2		
	就労日数	月12日以下	月の平均就労日数の実態による (内職は加点なし、減点のみ)		-1		
		月13日～19日	0				
		月20日以上	+1				
	兄弟姉妹	兄弟姉妹が保育園等に在園している		+2			
		兄弟姉妹が同時に申込みをしている		+1			
	同居者（注4①）（65歳以上又は要介護者除く）			上記①～⑦に該当しない祖父母等の親族その他の者が同居している	-1		
	市内在勤の保育士	従事者の労働時間	1日8時間以上かつ20日以上	保育士または教諭として市内の保育園・認定こども園・地域型保育事業所、幼稚園に勤務している（予定含む）者で、勤務時間による		+50	
			1日8時間未満又は20日未満	+40			
	市外在勤の保育士	従事者の労働時間	1日8時間以上かつ20日以上	保育士または教諭として市外の保育園・認定こども園・地域型保育事業所、幼稚園に勤務している（予定含む）者で、勤務時間による		+30	
			1日8時間未満又は20日未満	+20			
	滞納者	児童手当からの徴収に関する申出書の提出あり		過去の保育料または副食費の滞納がある		-15	
		児童手当からの徴収に関する申出書の提出なし				-30	

注1：育児休業中の新規入園は、年少以上児当該年度内に復帰予定の場合に限る。復帰時点の状況を基準指数とし、調整指数を加える。

注2：就労予定の場合は、予定証明書の状況を基準指数とし、調整指数を加える。

注3：自営業の本人とは、本人の収入が生計の中心となる場合とする。生計中心とは、本人の収入で生計が成り立つかどうか、家族の中で最も収入が多い場合または家計の主宰者になりうるかによって判断する。該当しない場合は内職と同じ扱いとする。

注4：同順位になった場合のみ、①、②の順に加点、減点を行い判断する。同順位調整後も同順位になった場合は、外勤、正規、勤務時間の順に判断する。

※保護者が各々①～⑦の基準のいずれかに該当するかを確認し、基準指数を算出する。更に⑧の調整基準に該当する場合は、調整指数を加える。保護者・家庭の指數を合計し、指數の高いものを優先する。

※両親不在、虐待、育児放棄、家庭内暴力、地域性その他の特殊要因は、入園の優先度、園の延長時間の内容を別に考慮する。

※たちばな保育園・ニチイキッズ美濃加茂保育園・あゆみ保育所・りんご保育園（まきの・にしまち）・よつば保育園2歳児の転園申込みについて上記の限りではない。

※入園基準について年度途中においても改正する場合もある。

合計